



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ト ナ ミ 運 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役社長 綿貫 勝介
(コード番号 9070 東証・大証 第1部)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 渡辺 義信
(TEL. 0766-21-1073)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 86 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い本制度を採用するため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、より一層の効率化を図るため取締役の員数の上限を引き下げるものであります。
- (3) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の規定する限度内でその責任を免除する旨の規定を新設し、併せて社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。
なお、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

当社の定款には取締役会、監査役および監査役会を置く旨の定めが必要となったため、当該規定を新設するものであります。

当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定款の定めが必要となったため、当該規定を新設するものであります。

単元未満株式を有する株主の権利を明確にするために当該規定を新設するものであります。現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、所要の変更を行うものであります。

現行定款第 10 条（基準日）は定時株主総会の議決権の基準日の規定であり第 3 章に移設するものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供を可能とする規定を新設する

ものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議を書面または電磁的方法により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。

当社の定款には会計監査人を置く旨の定めが必要となったため、会計監査人の章を新設し、当該規定を新設するとともに、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除する規定と併せ、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

現行定款の利益配当は剰余金配当に名称変更され、現行定款第 39 条（中間配当）の条文を削除し、変更案第 48 条（剰余金配当の基準日）第 2 項に移設するものであります。

- (5) その他、用語および引用条文等については所要の変更を行うとともに、一部の字句および条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| (商号) | (商号) |
| 第 1 条 (条文省略) | 第 1 条 (現行どおり) |
| (目的) | (目的) |
| 第 2 条 (条文省略) | 第 2 条 (現行どおり) |
| (本店の所在地) | (本店の所在地) |
| 第 3 条 (条文省略) | 第 3 条 (現行どおり) |
| (新設) | <u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、</u> <u>次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> |
| (公告方法) | (公告方法) |
| 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 | 第 5 条 当社の公告は <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</u> |
| 第 2 章 株 式 | 第 2 章 株 式 |
| (発行する株式の総数) | (発行可能株式総数) |
| 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、299,200,000 株とする。 <u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> | 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、299,200,000 株とする。 (削除) |
| (新設) | <u>(株券の発行)</u> |
| (取締役会決議による自己株式の買受け) | 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>(自己の株式の取得)</u> |
| 第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己</u> | 第 8 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を</u> |

株式を買受けることができる。

(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)
第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。

2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(新設)

(名義書換代理人)

第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

2 名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、株券の交付、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、株券の再交付その他株式に関する手續きおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を

取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(削除)

行使すべき株主又は質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

(新設)

(招集者および議長)

第12条 (条文省略)

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は当社の議決権を行使することができる他の株主に委任してその議決権を行使することができる。

- 2 この場合においては株主又は代理人は代理権を証する書面を当社に提出するものとする。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名して当社に保存する。

(新設)

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第16条 当社に30名以内の取締役を置く。

(選任)

第17条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

- 2 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 (現行どおり)

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 (現行どおり)

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名して当社に保存する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社に17名以内の取締役を置く。

(選任)

第21条 (現行どおり)

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使するこ

の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらない。
(任期)

第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。

(取締役会)

第19条 (条文省略)
(取締役会の招集)

第20条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、第12条第2項の規定を準用する。

2 取締役の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印又は電子署名して当会社に保存する。

(役付取締役および代表取締役)

第23条 取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

2 取締役会長、および取締役社長は各自当会

とができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 (現行どおり)

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集)

第24条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、第16条第2項の規定を準用する。

2 取締役の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印又は電子署名して当会社に保存する。

(役付取締役および代表取締役)

第28条 取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2 (現行どおり)

| | |
|---|---|
| <p>社を代表する。 (顧問および相談役) 第24条 (条文省略) (報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議で定める。</p> <p>(取締役会規則) 第26条 (条文省略) (新設)</p> | <p>(顧問および相談役) 第29条 (現行どおり) (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」と言う。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役会規則) 第31条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第32条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会 (定員) 第27条 (条文省略) (選任) 第28条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 2 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。 (常勤の監査役) 第30条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。 (監査役会) 第31条 (条文省略) (監査役会の招集) 第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 監査役会は監査役の全員の同意があるとき</p> | <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第33条 (現行どおり) (選任) 第34条 (現行どおり) 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会) 第37条 (現行どおり) (監査役会の招集) 第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>は、招集の手続を経ないで<u>聞く</u>ことができる。 (監査役会の決議方法) 第33条 (条文省略) (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名して当会社に保存する。</p> <p>(報酬) 第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議で定める。</p> <p>(監査役会規則) 第36条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>る。 (監査役会の決議方法) 第39条 (現行どおり) (監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名して当会社に保存する。</p> <p>(報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役会規則) 第42条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第43条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> |
| <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期) 第37条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。 (利益配当) 第38条 利益配当金は、毎営業年度末現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 (新設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第44条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第46条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度および決算期) 第47条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金配当の基準日) 第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配</p> |

| | |
|---|--|
| <p><u>(中間配当)</u> <u>第 39 条 当社は取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</u></p> <p><u>(利益配当金等の除斥期間)</u> <u>第 40 条 利益配当金又は第 39 条による中間配当金</u> <u>がその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u> <u>未払の利益配当金又は第 39 条による中間配当金に対しては利息をつけないものとする。</u></p> | <p><u>当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当の除斥期間) <u>第 49 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> (削除)</p> |
|---|--|

以 上